

平成 29 年度自動車騒音常時監視結果

1 目的

自動車騒音の状況の常時監視は、自動車騒音の状況及び対策の効果等を把握し、自動車騒音公害の防止対策に資することを目的としている。

なお、この常時監視は、騒音規制法第 18 条の規定に基づくもので、平成 28 年度に作成した「自動車騒音常時監視実施計画（平成 28 年度～31 年度）」に従い、毎年 2～3 町村ずつ実施するものである。

2 自動車騒音の状況の評価方法

道路両端から 50m の範囲内にある全ての住居等について、各戸ごとに騒音を推計して、騒音に係る環境基準（平成 10 年環境庁告示第 64 号）を超過する戸数及びその割合により評価を行う。

3 常時監視の実施区間

常時監視は、2 車線以上の高速自動車国道、一般国道、主要地方道、一般県道及び 4 車線以上の市町村道において実施している。

なお、騒音規制法の改正により、平成 24 年 4 月 1 日からは、市の区域における自動車騒音常時監視は当該市が実施しており、岩手県が実施する区域は、騒音規制法に基づく規制地域を有する 11 町村のみとなっている（表 1 参照）。

平成 29 年度は、雫石町、岩手町及び一戸町において 10 路線 35 区間（延長 21.9km）で常時監視を実施し、11 町村における評価区間数及び評価区間延長の累計（実施期間：平成 26 年度～29 年度）は、111 区間、83.2km となっている（表 1 及び表 2 参照）。

表 1 町村別評価区間数・延長

市町村名称	評価区間数	評価区間延長 (km)
雫石町	6	2.9
岩手町	13	7.6
紫波町	10	9.2
矢巾町	11	8.5
金ヶ崎町	8	13.8
平泉町	12	9.0
岩泉町	9	3.7
一戸町	16	11.4
大槌町	9	7.4
山田町	14	7.4
野田村	3	2.3
合計	111	83.2

表 2 道路種類別評価区間数・延長

道路種類	評価区間数	評価区間延長 (km)
高速自動車国道	2	4.2
一般国道	45	39.3
都道府県道	64	39.7
合計	111	83.2

4 環境基準達成状況

(1) 全体の状況

県内の評価区間（11 町村）全体で評価を行った（表 3 参照）。

評価の対象とした 6,109 戸のうち、昼間（6 時～22 時）又は夜間（22 時～6 時）で環境基準を超過していたのは 115 戸（1.9%）であり、昼夜間とも環境基準を超過していたのは 97 戸（1.6%）だった。

近接空間※の基準値が適用される地域における 2,511 戸については、昼間又は夜間で環境基準を超過していたのは 75 戸（3.0%）、昼夜間とも環境基準を超過していたのは 37 戸（1.5%）だった。

一方、非近接空間における 3,598 戸については、昼間又は夜間で環境基準を超過していたのは 40 戸（1.1%）、昼夜間とも環境基準を超過していたのは 60 戸（1.7%）だった。

※ 「幹線交通を担う道路に近接する空間」は、次の車線数の区分に応じて道路端からの距離により範囲が特定される。⇒・2 車線以下の道路：15m ・2 車線を超える道路：20m

(2) 道路種類別の状況

全体を道路種類別に分けて評価したところ、環境基準を超過していた割合が最も高かったのは高速自動車国道であり、127 戸のうち 14 戸（11%）だった。

表 3 環境基準達成状況の評価結果

	評価区間延長 (km)	評価区間数 (区間)	評価結果(全体)			評価結果(近接空間)			評価結果(非近接空間)			
			住居等戸数 (戸)	昼又は夜基準超過 (戸)	昼夜とも基準超過 (戸)	住居等戸数 (戸)	昼又は夜基準超過 (戸)	昼夜とも基準超過 (戸)	住居等戸数 (戸)	昼又は夜基準超過 (戸)	昼夜とも基準超過 (戸)	
全体（住居等戸数）	83.2	111	6,109	115	97	2,511	75	37	3,598	40	60	
【道路種類別内訳】	高速自動車国道	4.2	2	127	6	8	38	0	2	89	6	6
	一般国道	39.3	45	2,217	107	84	805	75	32	1,412	32	52
	都道府県道	39.7	64	3,765	2	5	1,668	0	3	2,097	2	2
	4車線以上の市町村道	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—